

藤枝駅前一丁目8街区第一種市街地再開発事業 「事業協力者応募手続要領」

藤枝駅前一丁目8街区再開発準備組合
理事長 鈴木 健夫

総則

この事業協力者応募手続要領は、藤枝駅前一丁目8街区第一種市街地再開発事業に係る事業協力者選定のための事業提案競技（以下、「事業提案競技」という。）への参加を希望する者（以下、「事業協力希望者」という。）の応募登録手続き、資格審査の詳細について定めるものです。

1. 募集する事業協力者の概要

藤枝駅前一丁目8街区第一種市街地再開発事業の円滑な事業化に向けて、藤枝駅前一丁目8街区再開発準備組合に事業協力する者を募集します。事業協力の内容は、以下の①から④のとおりです。

- ① 保留床処分、テナント募集等に関する協力
- ② 事業資金の立替え
- ③ 事務局業務、事業推進活動及び権利者対応などの支援
- ④ 建築計画等に関する提案

なお、将来的に事業協力者は、自ら「参加組合員」又は「特定業務代行者」となることを意図して、上記の事業協力を行ってください。

2. 応募登録及び応募登録申込みの方法

事業提案競技への参加を希望する者は、事前に応募登録を行う必要があります。応募登録のない者は、事業提案要領説明会への出席、事業提案書の提出は出来ません。

3. 応募資格

応募登録を出来る者は、下記の①～⑩の条件を満たす者（企業または共同企業体^{*1}）とします。共同企業体で応募登録しようとする場合は、全ての構成員が下記①～⑩の条件を満たすことが必要です。

なお、共同企業体で応募登録する場合には、その構成員^{*2}の中より、事業提案内容について責任を負う代表者（以下、「代表企業^{*3}」という。）を明確にして、応募登録してください。

また、事業提案要領説明会後に、共同企業体を結成、或いは共同企業体の構成員を変更・追加することを出来るものとしますが、代表企業は事業提案要領説明会に参加

した者とします。この場合には、指定する期日までに所定の様式に基づき、再度、応募登録してください。

- ① 宅地建物取引業法に基づく免許を有している、又は、建設業法に基づく特定建設業の許可を得ていること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算を行っていないこと。なお、会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者においては、申込資格を認める場合があります。
- ③ 不法な行為を行い、若しくは行う恐れがある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員でないこと。
- ④ 静岡県、又は、藤枝市より指名停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けていないこと。
- ⑥ 直近の 1 年間で法人税等の税金を滞納していないこと。
- ⑦ 直近 3 期連続で経常損益段階にて赤字を計上していないこと（1 期でも利益計上していれば可）。
- ⑧ 直近 3 期連続で債務超過になっていないこと（1 期でも債務超過になっていなければ可）。
- ⑨ 直近 3 期連続で営業キャッシュフローがマイナスになっていないこと（1 期でも営業キャッシュフローがプラスになっていければ可）。
- ⑩ 直近期において繰越損失がないこと。

（注）※1：共同企業体とは、建設工事の分野等において組織されるジョイント・ベンチャーの要件に準じ、共同で事業協力にあたることを合意して結合した事業組織体を言います。

※2：共同企業体の構成員とは、自ら事業協力を行う者を指し、共同企業体から一部の業務を受注する（いわゆる下請け）企業は対象となりません。

なお、上記の応募資格を満たす場合でも、応募する単独企業又は共同体の全構成員が次の項目のいずれかに該当すると準備組合が判断した場合、応募する単独企業又は共同体は資格審査において失格とすることがあります。

[欠格の要件]

①	提出書類に虚偽の記載がある場合
②	当募集要領に違反する場合
③	その他不正行為があると認められた場合

4. 応募方法

- (1) 応募登録する企業は、応募登録関係書類に必要事項等を記入の上、平成23年11月4日(金)17:00までに、下記の「独立行政法人都市再生機構中部支社 市街地整備チーム」(以下、「UR都市機構」という。)に、直接ご提出ください。郵送による受付は行いませんので、あらかじめ来社日時を担当者にご連絡の上、お越してください。
- (2) 応募登録関係書類は、「藤枝市」、「株式会社まちづくり藤枝」、「UR都市機構」「社団法人全国市街地再開発協会」のいずれかのホームページから所定の様式をダウンロードして作成するものとし、A4版に統一して紙ファイルに綴じて、正本1部と写し2部の計3部を提出してください。(3部とも紙ファイルに綴じてください。)
- (3) 申込提出先、問い合わせ先

〒460-8484 名古屋市中区錦三丁目5番27号 錦中央ビル3階
独立行政法人 都市再生機構中部支社 市街地整備チーム
電話 052-968-3331 担当：石附、石黒

5. 提出書類

- ① 応募申込書(様式1)
- ② 印鑑証明書
申込者本人のもので、発行日から申込受付期間最終日から起算して3ヶ月以内のものとして下さい。共同企業体の場合は、全構成員分が必要となります。
- ③ 委任状(様式2)
法人(共同企業体の代表者を含みます。)の場合で、代表権の持たない社員の方が、提出書類を持参される場合には、「委任状」が必要になります。
- ④ 法人登記簿謄本又は商業登記簿謄本(全部事項証明書) 1部
申込者本人のもので、発行日から申込受付期間最終日から起算して3ヶ月以内のものとして下さい。共同企業体の場合は、全構成員分が必要となります。
- ⑤ 直近3ヵ年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 1部
- ⑥ 直近期の法人税納税証明書(その1) 1部

6. 応募手続き、資格審査の日程

項目	日時
① 募集の開始（公募）	平成 23 年 10 月 26 日（水）
② 応募登録関係書類の受付開始	平成 23 年 10 月 27 日（木）
③ 応募登録関係書類の受付締め切り	平成 23 年 11 月 4 日（金） 17:00 まで
④ 資格審査結果の通知	平成 23 年 11 月 4 日（金）
⑤ 事業提案要領説明会（個別説明会）	平成 23 年 11 月 9 日（水）

※資格審査結果の通知は、審査終了後、速やかに電話・FAXにて連絡するとともに、資格審査結果通知書を送付します。なお、共同企業体の場合、代表企業に通知するものとし、各構成員への個別通知は行いません。

7. 事業提案要領説明会

（1）目的

説明会は、資格審査に合格した事業協力希望者が事業提案するために必要となる各種条件等について、説明するものです。

（2）参加資格

説明会に参加できるのは、資格審査に合格した者で、当準備組合より応募登録通知を受けた者としてします。

（3）配布物

説明会では「藤枝駅前一丁目8街区第一種市街地再開発事業 事業協力者募集に係る事業提案要領」及び参考資料を配布します。

（4）開催日等

説明会は、応募企業ごとの個別説明会とし、平成 23 年 11 月 9 日（水）に実施します。

このため、説明会参加者には、平成 23 年 11 月 4（金）の資格審査結果の通知時に、個別説明会の開催時間も併せてお知らせします。

説明会 開催日	平成 23 年 11 月 9 日（水） （原則、10:00～17:30 の時間帯に実施。但し、12:00～13:00 を除く。）
開催場所	〒426-0034 静岡県藤枝市前島 1 丁目 7-10 BiVi 藤枝 3 階 藤枝市立駅南図書館 会議室 （担当者）石附、石黒

出席者	説明会に出席する企業担当者は、2名までとします。 なお、共同企業体での応募の場合は、代表企業は必ず出席するものとし、代表企業の担当者を含め共同体の中から3名までの出席を認めます。
備考	説明会当日は、口頭説明内容も事業提案要領の追加説明事項として取扱うものとします。